

5 イタリアによるアルバニア併合

715

昭和14年4月6日

在伊国白鳥大使より
有田外務大臣宛(電報)

アルバニアへの最後通牒発出を伊国外相内報
について

ローマ 4月6日午後

本省 4月7日午前

第九一號

六日會見ノ際「チアノ」ハ之ハ遠隔ノ日本ニハ左シテ興味
ハナカルヘキモ序ヲ以テ御知ラセスル次第ナルカ實ハ過般
來「アルバニア」國王ト通商問題其ノ他ニ關スル條約ヲ交
渉中ナリシ處「アルバニア」側ヨリ伊太利ニ對シ「ユーゴ
ーラビヤ」ヲ討伐シ度キニ付兵力援助ヲ與ヘラレ度シト
ノ要求アリタルモ「ユーゴー」トハ極メテ親善ノ關係ニア
リ斯ノ如キコトハ思モ寄ラスト斷リタルニ國王ハ爾來伊太
利ニ對スル態度ヲ一變シ最近ハ伊國人竝ニ權益ニ對シ種々
不當ナル壓迫ヲ加ヘ來リタルヲ以テ當方トシテモ斷乎タル

處置ヲ執ルコトニ決意シ一種ノ最後通牒ヲ突付ケ今明日中
ニ受諾ナキニ於テハ軍事行動ヲ起ス手筈ナリ英佛等ハ例ニ
依リ種々宣傳スヘキモ今回ハ伊太利トシテハ何國ノ干涉モ
許サス斷然豫定ノ「プログラム」ヲ遂行スル積リナリト語
リ其ノ口吻ヨリ察スルニ此ノ際「アルバニア」ニ對スル關
係ヲ一段進メ少クトモ保護國位ニハスル肚ノ様見受ケラレ
タリ獨伊樞軸ニ依テ利益スルハ獨逸ノミニシテ伊太利ハ何
等得ル所ナシトノ宣傳モアリ國民中ニモ斯ノ如キ感シヲ抱
ク者鮮カラサルニ顧ミ夫レ等ノ點ヲモ考慮シテ今回ノ舉ニ
出テタルモノカト思考セラル

~~~~~

在歐各大使ヘ轉電セリ

716

昭和14年4月7日

在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

アルバニアへ伊国軍侵攻の報道について

第三五八號

ロンドン 4月7日後発  
本省 4月8日前着

「チラナ」其ノ他ヨリノ路透ニ依レハ伊國軍ハ昨六日夜半ヨリ「ヴァロナ」、「ヅラツゾー」等ノ「アルバニヤ」都市砲撃ヲ開始スルト共ニ上陸ヲ試ミ「アルバニヤ」側ト交戦中ナルカ「ア」國國民經濟大臣ハ本七日休戦商議ノ爲在「ア」伊國陸軍武官ト共ニ「ヅラツゾー」ニ向ケ出發セル趣ナリ英國政府ハ佛國側ト緊密聯絡ヲ保持シツツ事態注視中ナリト傳ヘラル不取敢  
佛獨ニ轉電セリ

717 昭和14年4月8日 在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

伊国はアルバニアの保護国化を企図している  
など英国側の観測報告

ロンドン 4月8日後発  
本省 4月9日前着

第三六〇號

往電第三五九號ニ關シ

伊國ノ「アルバニア」出兵ハ多大ノ衝動ヲ與ヘ七日ハ「イースター」休暇ニモ拘ラス「ハリファックス」外相ハ倫敦ニ居殘リテ「アルバニア」公使、伊國代理大使、佛、土、波、羅、希、勃、「ユーゴ」等ノ大公使ヲ引見シタルカ戰況ニ付テハ當初情報區々タリシモ八日朝伊軍ノ首都「チラナ」占領確報セラルルニ至リ當國一般ニ伊國カ此際「アルバニア」ニ於ケル從前ノ地位ヲ進メテ之ヲ保護國トスルモノナリトシ右ハ政治上司法上竝ニ領土ノ現狀維持ヲ約セル伊「ア」條約及地中海ニ於ケル現狀維持ヲ約セル英伊協定ヲ蹂躪スルモノナリトシテ重大視シ且其ノ歐洲東部ノ政局ニ及ホス重大影響ニ付憂慮シツツアルカ如シ  
尙本件ニ關シ諜報者ノ齋ラセル情報左ノ如シ  
(一)伊ノ今回ノ行動ハ豫メ獨ニ通報セルモノナリ  
(二)伊ノ「アルバニア」進出ノ影響トシテ  
(イ)「アドリア」海カ伊太利ノ湖水トナリ  
(ロ)希臘ニ對スル戰略的地位ヲ高メ(從來ハ海軍又ハ航空機ヲ以テ希ト戰フノ外ナカリシ處陸軍ヲ用フルヲ得ルニ至レリ)

(ハ)巴爾幹「アンタント」ヲ弱メ「ユーゴ」ハ愈獨伊ニ

包圍セラレ英國ノ最近提議シツツアル不侵略「プロツク」ニ參加困難トナレルト共ニ希臘ハ伊ヨリ直接ノ脅

威ヲ受ケ「アンタント」内ノ弱キ一員ニナリ下レリ

(三)英國政府ノ態度ハ目下ノ所首相カ六日下院ニ於テ答辯セル所(往電第三五六號)ニテ盡キ差當リ成行ヲ注視スル外ナカルヘシ

獨、佛、伊ヘ轉電シ在歐各大使、壽府、米ヘ暗送セリ

~~~~~

718 昭和14年4月10日

在伊國白鳥大使より
有田外務大臣宛(電報)

アルバニア國王の秕政を糾弾し国土人民の伊國への委託を求めたアルバニア各地方名望家の嘆願書を伊國政府公表について

ローマ 4月10日前発

本省 4月10日到着

第九五號

當國政府ハ今朝ノ諸新聞ニ「アルバニア」ノ各地方名望家ヨリ「ム」首相ニ宛テタル歎願書ヲ公表セルカ右ハ何レモ

現國王ノ秕政^(批カ)ヲ痛撃シ「アルバニア」國民ヲ塗炭ノ苦ミヨ

リ救ヒ得ルモノハ獨リ伊太利政府アルノミトナシ全國民ノ意嚮トシテ「アルバニア」ノ王冠ヲ伊太利皇帝ニ獻シ國土人民ヲ舉ケテ伊太利ノ法律ト正義トニ委ネントスルノ趣旨ヲ述ヘ右目的達成ノ爲至急「チアノ」外相竝ニ軍代表者ノ

渡來ヲ要求シ居レリ

伊國政府カ右文書ヲ公表セルハ今後ノ伊「アルバニア」關係ニ示唆ヲ與フルモノト言フヘク過日「チアノ」外相ハ本使ニ對シ結局「アルバニア」ハ日本ノ滿洲國ナリト言ヘルカ其ノ後ノ情勢ハ右ニ一步ヲ進メ兩國ノ關係ハ所謂同君聯合「パースナル、ユニオン」トナリ軍事外交等相當廣汎ナル範圍ニ亘リ伊國政府カ國政ヲ代行スルコトナルヘキ情勢ナリ

在歐各大使ヘ轉電セリ

~~~~~

719 昭和14年4月12日

在英國重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

アルバニア問題の対応をめぐる英国内には意見対立があるなど各国動向に関する情報報告

## 第三七二號

一般的情報<sup>(1)</sup>

ロンドン 4月12日後發  
本省 4月13日前着

一、對伊問題ニ關シ英國閣内ニ於テハ從來ニ潮流アリ「チエンバレン」派ハ「アルバニア」問題ヲ默認シ「ムツソリ」ニ「證言(ム)」ハ「チエンバレン」ニ對シ「フランク」ノ馬德里入場式<sup>(城カ)</sup>(五月二日)後五月前半ニ伊國兵撤退ヲ行フコトヲ申出テ英伊協定ノ履行ニ忠實ナルヘキコトヲ述ヘ居レリ)ヲ受入レ此ノ際重キヲ西班牙問題ノ解決ニ置カントシ居レリ之ニ對シテハ内ニ於テハ從來「チエンバレン」ノ政策ニ反對セシ閣外ノ「イーデン」一派ハ再ヒ伊ニ欺カルヘシトテ最モ激烈ニ反對シ(「ヨークシャ」<sup>、</sup>「ポスト」)閣員ニ於テモ相當疑ヲ持ツ者アリ(但シ外務省ノ反獨派「ヴァンシタート」等ハ伊トハ妥協ヲ主張シテ首相ヲ支持ス)外ニ在リテハ希臘ノ如キハ右「チエンバレン」ノ態度ニ不滿ヲ抱キ(希臘ハ英國ノ保障ヲ歡迎スルモノト言ハル)佛ハ三方ニ敵ヲ受ケ政府ハ非常時法ニ基キ全權ヲ得テ軍備ヲ進メ此ノ際ハ英國ト共ニ地中

海ニ於ケル海軍ノ大示威運動ヲ希望シ「チエンバレン」ノ妥協政策ニ對シテハ鮮カラス不滿ヲ抱キ居ル趣ナリ尙「チエンバレン」ハ地中海ノ現狀維持ヲ中心トシテ關係大小國ヲ網羅スル協定ヲ成立セシメンコトヲ考案シ居ル由ニシテ右ハ何レモ地中海ノ平和維持ヲ狙フト共ニ伊ヲ獨ヨリ引離サントスル趣旨ト認メラル

二、「ユーゴ」ノ地位ハ獨伊ニ介在シテ英佛ニ取リテハ殆ト無力トナリ土耳其ノミ英國ト共同戰線ニ立ツヲ辭セサルモノノ如シ巴爾幹ニ於テハ伊ハ「アルバニア」北部ヲ「ユーゴ」ニ提供セリトカ「サロニカ」ハ伊「ユ」勃ノ競爭地點タルヘシトカノ報道アルモ將來ハ兎モ角大體現狀ノ儘落着クヘシ

三、<sup>(2)</sup>波蘭ト獨逸トノ間ニハ尙「ダンチツヒ」「コリドーア」通過道路及「オーデンベルグ」回復ニ付テ交渉行ハレツツアル模様ナリ羅馬尼保障問題ハ羅國ト波蘭トノ同盟條約ノ擴張ヨリ始メラルルカ如キモ充分進捗シ居ラス羅國ト獨逸トノ交渉(羅國外相ノ獨逸訪問)ハ注意セラレ居レリ四、以上ノ如キ情勢ニテ英國政府ハ希臘、土耳其ニ對スル保障問題ニ付引續キ交渉ヲ重ネツツアルカ情報ヲ綜合スル

ニ希土兩國ヨリハ今明日中ニ回答接到ヲ豫期セラレ居リ  
其ノ回答振ニ依リ明十三日ノ閣議ニ諮リタル上同日午後  
議會ニ於テ首相ヨリ英國政府ノ態度ヲ聲明スルコトナ  
ル模様ナリ

五、尙米國側力從來英佛ニ對シ强硬政策ニ出ツル様類リニ尻  
押シツツアルコトハ屢報ノ通ナルカ十一日記者會見ニ於  
テ大統領カ華府「ポスト」社説「オームスプリンク」ヲ  
去ルニ當リ大統領カ若シ戰爭ナクハ今秋再ヒ來ルヘシト  
言ヘルハ「ヒットラー」「ムソリニ」ニ對シ米國ノ偉大ナ  
ル力ヲ常ニ念頭ニ置クヘキコトヲ警告セルモノナリトノ  
趣旨ハ自己ノ見解ヲ表明セルモノナリトシテ之ヲ裏書  
セリトノ報道ハ當國各新聞ニ大キク取扱ハレ居レリ  
在歐各大使、壽府、米ヘ暗送セリ

720

昭和14年4月13日

在伊國白鳥大使より  
有田外務大臣宛(電報)

アルバニア立憲議會が憲法の廃止、新政府の  
構成、伊國国王への同国王位譲渡などを可決  
について

第一〇三號  
往電第九四號ニ關シ

十二日午後「チラナ」ニ於テ開催セラレタル「アルバニヤ」  
國立憲議會ハ(一)同國現在ノ政治組織ノ終止及憲法ノ廢止(二)  
新政府ノ構成(三)伊國ト「アルバニヤ」トノ連帶關係ノ確定  
(四)「パーソナル、ユニオン」ノ形式ニ於テ「アルバニヤ」  
國王位ヲ伊國皇帝ニ讓渡スルコトヲ萬場一致シテ可決セリ  
右ニ關聯シ當國ハ十三日大評議會十四日閣議十五日上下兩  
院ヲ召集シテ前記「アルバニヤ」議會ノ申出ヲ受諾スル手  
筈トナリ居レリ  
在歐各大使へ轉電セリ

721

昭和14年4月13日

在トルコ武富大使より  
有田外務大臣宛(電報)

ギリシャに対して行動を起こす意向はない旨  
を伊國政府言明について

ローマ 4月13日後発  
本省 4月14日前着

アンカラ 4月13日後発  
本省 4月14日前着

## 第七五號

往電第七三號ニ關シ

十日在「アデン」伊太利代理公使ハ「メタクサス」首相ニ對シ伊太利カ希臘ニ對シ何等カ行動ヲ起サントスルカ如キ噂ハ何レモ誤報ニシテ右ハ所謂教唆煽動ヲ事トスル者ニ依リ流布セラレタルモノナリ伊太利「ファシスト」ハ希臘本土及其ノ島嶼ノ保全ヲ尊重スルヲ確言スルト共ニ伊希臘兩國ノ友好親善關係ヲ増進スル意圖ヲ有スルモノナルヲ以テ常ニ該意圖ノ具體的實證ヲ示スニ吝ナラスト承知アリタキ旨ノ通告ヲ「ムツソリニ」首相ノ名ヲ以テ行ヒタリ右ニ對シテハ「メタクサス」ハ之ヲ了承スルト共ニ傳統的ナル伊希臘友好關係ヲ紊スカ如キ事態ハ發生シ得ス兩國ノ平和的協同工作ヲ繼續スル爲新和親時代ニ入りタルモノナルヲ確信スト回答セリ右ニ依リ表(面)的ニハ希臘ヘノ脅威ヲ一掃シタル感アルモ猶地方羅馬筋ノ意嚮トシテ若シ希臘カ英ノ計畫スル獨伊包圍陣ニ加ハルカ如キコトアラハ伊ハ之ヲ以テ伊ニ對スル敵對行爲ト看做スヘク從テ通告ハ無效ナルヘシト

カ若シ英カ波蘭ニ與ヘタルカ如キ保障ヲ希臘始メ「バルカン」諸邦ニ與フルカ如キ場合ニハ伊ハ「アルバニア」攻略ヨリ進ンテ「エーゲ」海及北海ニ對スル新ナル進展ヲ爲スヘシトノ脅威的報道傳ハリ情勢依然不安ナルヲ示シ居レルカ右ハ英伊ノ外交戰トシテモ頗ル一般ノ注意ヲ惹キ居レリ在歐各大使、壽府ヘ暗送セリ



722

昭和14年4月13日

在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

伊國のアルバニア侵攻は英伊協定の精神に反  
しておりバルカン諸國の獨立侵犯には即時全  
力で救援するとの英國首相演説について

ロンドン 4月13日後発

本省 4月14日前着

第三七六號

一般的情報

往電第三七〇號ニ關シ

十三日午後下院ニ於ケル「チエンバレン」首相ノ演說要旨  
左ノ通り

最近歐洲殊ニ東地中海方面ニ生シタル不安ニ鑑ミ茲ニ議會ヲ召集スルコトトナリタリ「アルバニヤ」問題ニ關スル報道ハ種々矛盾撞着アルモ伊今回ノ舉ニ依リ世界ノ輿論カ深刻ナル衝動ヲ受ケタルハ事實ナリ右カ英伊協定ノ精神ニ違反シ國際的ノ不安ト危機トヲ増大セルコトモ疑問ノ餘地ナシ蓋シ「アドリヤチツク」海モ亦地中海ノ一部ナルヲ以テ地中海ノ現狀維持ニ反スルコトハ事實ナリ本件ニ關スル伊側ノ説明ハ何等満足セシムルモノナシ英國トシテハ「アルバニヤ」ノ事態ト英伊協定トヲ調整セシムル方途ヲ見出し得ス今や危機ニ瀕スルハ「アルバニヤ」ノミニアラス其ノ隣接地域及「バルカン」半島ヲ含ム地中海諸國モ刻々ノ不安ヲ感シ居レリ英國政府ハ伊側トノ會談ニ際シ英國ニ於テ「コルフ」島占據ノ意無キモ他國之ヲ占領スルカ如キコトアラハ之ヲ重大視スル旨ヲ明ニシ置ケリ地中海ノ現狀及「バルカン」ハ英國ノ最モ重視スル所ナリ從テ希臘及羅馬ニノ獨立ニシテ明ニ脅威セラレタル場合ニ於テハ政府ハ全力ヲ以テ即時之カ援助ニ赴ク義務ヲ感シ居ルモノナリ本聲明ニ關シテハ直接關係國及其ノ他ノ國ニモ通告濟ナルカ佛國政府モ本日午後同様に聲明ヲナス筈ナリ右ニ關シテハ自

治領トモ常ニ密接ニ聯絡シ居レリ

余ハ今日ニ至ルモ英伊協定締結ノ正シカリシコトヲ確信シ居ルモ伊側ノ行動ニハ失望ヲ禁シ得ス但シ之ヲ以テ英伊協定ヲ廢棄スヘシトノ意見ニハ直ニ與シ得ス蓋シ今日ノ如キ機微ノ折柄國際危局ヲ増大スルカ如キ行動ニ出ツルコトハ責任アル地位ニ在ル者ノ爲スヘキコトニアラス伊太利カ協定ノ條項ヲ遵守履行センコトハ萬人ノ待望スル所ニシテ吾人ハ伊太利モ亦同意見ナルコトヲ事實ニ於テ示サンコトヲ望ムモノナリ

伊側ハ馬德里入城式終了後直ニ伊國兵(航空機及乗員ヲ含ム)ヲ撤兵スヘキ旨本月九日誓約セリ政府ハ右實行ヲ重要視シ期待シ居ル次第ナリ吾人ハ過去ニ於ケル幾多ノ失望ニモ拘ラス善隣關係ノ増進平和維持ノ努力ヲ捨ツヘキニアラス尙蘇聯トノ關係ヲ茲ニ説明サルコトハ同國トノ聯絡緊密ナラサルコトヲ意味スルモノニアラス吾人ハ何等思想的の偏見ヲ有セス平和ヲ欲シ侵略ニ抗セントスル各國ノ力ヲ集合スルコトニ全能力ヲ擧ケテ努力シツツアリ今や吾人ハ愈決意ヲ固メ軍備ヲ充實シ己レヲ守ルノミナラス侵略ノ脅威ヲ受クル諸國ニ加擔シテ吾人ノ役割ヲ果ササルヘカラス

在歐各大使、羅、壽府、米ニ郵送セリ



723

昭和14年4月13日

在トルコ武富大使より  
有田外務大臣宛(電報)

東地中海問題の重要な争点であるギリシヤに  
対し専任書記官の出張駐在方意見具申

アンカラ 4月13日午後  
本省 4月14日前着

第七六號

一、目下ノ情勢ヨリ見レハ「アルバニア」問題ハ伊國ノ企圖  
通りニ結着シ一段落トナルヘキモ伊ノ地中海制覇及巴爾  
幹進出ハ右ニテモ止マルヘカラサルハ明瞭ニシテ今日ニ  
テハ西班牙問題カ差當リヨリ重大ト認メラルモ「ユー  
ゴ」及希臘ニ於テモ早晚問題起ル可能性濃厚トナリタ  
ルハ疑問ノ餘地ナシ

二、而シテ東地中海問題ノ解決ニ付希臘カ英伊兩國ノ霸權争  
奪ノ一重點トナルハ當然ナルノミナラス同國ハ大シタ海  
軍力トテ有セサルモ約二百萬噸ニ達スル商船隊ハ獨伊ヲ  
吸引スル處大ナルヘク而モ海上封鎖ヲ受クレハ一溜リモ

ナキ國柄ナル處大戰末期英ノ使囑ヲ受ケ土國ニ進入シ土  
國ノ反噬ニ依リ喫シタル苦キ失敗ヲ今日尙國民ノ腦裡ニ  
染ミ込ミ居ルヲ以テ英カ東歐諸國防衛ノ前哨戰トシテ一  
戰ヲ賭スル斷乎タル覺悟ヲ示サハ格別然ラサル限り伊ニ  
追從セサルヲ得サルハ自然ノ趨勢ニシテ往電第七五號  
「メタクサス」ノ對伊回答モ多分ニ右事情ヲ裏書スルモ  
ノト言フヘシ即チ希ノ伊ニ對スル關係ハ相當ノ紆餘曲折  
ハ免カレサルモ結局洪ノ獨ニ對スルト同様ノ地位ニ立ッ  
ヘキニ至ルヘキハ想像ニ難カラス且「メタクサス」内閣  
出現以來獨裁政治行ハレ思想的ニハ獨伊ニ近ク獨ノ如キ  
ハ昨秋自國ノ厚生運動狀況ヲ紹介スル等獨伊各々内面的  
ニハ相當ノ工作ヲ進メ居レリト認メラルル節アリ從テ今  
後時機熟スルニ於テハ洪ニ於ケルト同様反共戰線ニ加入  
スルニ至ルコトモ豫想セラレサルニアラサル次第ナリ

三、一昨年希臘公使館閉鎖後彌縫的ニ本使兼轄スルコトナ  
リタルモ土希間ハ交通ノ便惡ク近距離ノ如クシテ遠キヲ  
以テ本使ハ素ヨリ兼任ノ書記官ノ出張モ事實手輕ニ出來  
ス兼勤ノミヲ以テシテハ同國ノ實狀モ明カニシ得ス殊ニ  
前記ノ如キ情勢ノ切迫ニ伴フテハ益々其ノ不都合ヲ感ス



ル次第ナリ同國トハ別ニ通商協定ノ案件モアリ此ノ際一時  
的ニテモ宜シキニ付改メテ「アテネ」ニ專任ノ書記官  
(英國系ノ青年書記官ヲ最適當トスヘシ)ヲ駐在セシメラ  
ルルコト必要ノ儀ト存ス

四、尙閉館後時日ヲ經サル今日ナレハ形式ハ當館ヨリノ出張  
トスルヲ便宜トスヘク別ニ執務、補助ノ爲書記生一名ヲ  
附シ事務所ハ「ホテル」ノ一、二室(經費ノ擔當ハ本省  
勤務中ノ渡邊書記官承知ノ筈)ヲ借切ルコトトセハ特ニ  
多大ノ經費ヲ要セサルヘク從テ豫算ヲ離レテ本省限りノ  
御繰合ノ途モ有之ヘキカニ存セラレ在勃公使館開設ニ先  
立チ本案御實行ヲ得ハ獨伊トノ聯絡工作ヲ行フ上ニモ極  
メテ有意義ト思考セラル

英へ轉電シ在歐各大使へ暗送セリ

~~~~~

724 昭和14年4月14日 在伊國白鳥大使より
有田外務大臣宛(電報)

アルバニアのバルカン諸国に対する戦略的重
要性に関し伊国外相内話について

ローマ 4月14日後発
本省 4月15日前着

第一〇六號

十四日「チアノ」外相ヲ往訪「アルバニア」問題ノ成功ヲ
祝シタル處今回ハ同外相カ立役者ナリシ丈ケ得意滿面ニテ
地圖ヲ擴ケ巴爾幹諸國ニ對スル「アルバニア」ノ戰略的重
要性ヲ極言シ例ヘハ「サロニキ」ニハ二十五分「アテネ」
ニハ一時間「ソフィア」ニハ四十五分「ブカレスト」モ一
時間半ノ行程トナリ伊太利ノ威力ハ今や全巴爾幹ヲ制壓ス
ルコトトナレリ

英佛等カ大騷キスルモ專ラ之カ爲ナルカ自分等ハ「フレデ
リック」大王ノ言ヘルカ如ク他國ノ喋々スル間ニ默々トシ
テ目標ニ邁進スルノミナリト述ヘ國際關係ニ付テハ頗ル樂
觀的ナリキ尙「アルバニア」ノ軍事施設ニ付テハ差當リ九
箇師團ヲ常駐セシメ他ニ有力ナル空軍施設ヲ施ス積リニシ
テ「アルバニア」ノ軍隊モ相當利用スル計畫ナル旨内話セ
リ

在歐洲各大使へ轉電セリ

~~~~~

725

昭和14年6月5日

在伊国白鳥大使より  
有田外務大臣宛(電報)

伊国とアルバニアの外交一元化を律する条約

成立について

ローマ 6月5日後発

本省 6月6日前着

第二五三號

三日伊太利及「アルバニヤ」兩國ノ外相ハ兩國ノ外交一元化ヲ律スル條約ニ署名調印セルカ右ハ前文及本文四條ヨリ成リ前文ニ於テ兩國ノ協力緊密化ノ希望、外交分野ニ於ケル兩國活動ノ調整並ニ兩國外交機關一元化ノ必要ヲ唱ヘ第一條ニ於テ伊「ア」兩國國際關係一切ノ實際ノ管掌ハ之ヲ統一シ伊國外務省ニ集中スヘキ旨規定シ第二條ニ於テ兩國代表各二名ヨリ成ル常設委員會ノ設置ヲ定メ「ア」國ノ利益ニシテ特別ノ審議ヲ要スルモノ及特ニ「ア」國ニ密接ナル關係ヲ有スル條約ノ締結ニ關シ其ノ都度之ニ諮問スルコトトシ第三條ニ於テ兩國政府ハ將來ニ於ケル外交官領事官ノ就職ニ關シテモ右カ均等ナル權利ノ下ニ行ハルヘキ事ヲ確認スルト共ニ兩國ハ「ア」國ノ現外交官領事官カ適宜伊

國外務省ニ採用セラルヘキ方式ヲ合議決定スヘシトナシ第四條ニ於テ本條約ハ署名ト同時ニ發效スヘキコトヲ規定シ

居レリ

在歐大使へ暗送セリ

~~~~~

726

昭和14年6月6日

在伊国白鳥大使より
有田外務大臣宛(電報)

在アルバニア日本公使館の廃止を伊国政府要

請について

ローマ 6月6日後発

本省 6月7日前着

第一五四號

貴電第七六號ニ關シ「アルバニア」國ノ地位ニ關スル件)過般來當國政府ノ意嚮照會中ナリシ處何レ正式ノ決定ヲ見タル上回答スヘシトノコトナリシカ六日外務省亞細亞局長阪本ノ來訪ヲ求メ今般「アルバニア」國トノ間ニ伊「ア」外交一元化ニ關スル條約締結セラレタルニ付(往電第一五三號)此ノ際日本政府ニ於テ在「ア」公使館ノ廢止ヲ決定セラレ正式ニ通告ヲ得ハ頗ル好都合ナル旨ヲ述ヘ尙獨西洪

三國ニ於テモ最近在「ア」公使館閉鎖ニ決定セル旨語レル
趣ナリ就テハ帝國政府ニ於テモ至急右御決定ノ上御同電ヲ
請フ

727

昭和14年6月14日

有田外務大臣より
在伊国白鳥大使宛(電報)

アルバニアとの外交関係終止の国内手続きを
進行中の旨伊国政府へ申入れ方訓令

本省 6月14日後9時15分発

第一一二號

貴電第一五四號ニ關シ

本件決定ニハ國內手續上尙多少ノ時日ヲ要スル處貴官ハ伊
太利國政府ニ對シ帝國政府ハ「アルバニア」ノ新事態ヲ認
メ「アルバニア」國トノ外交關係ヲ終止シ將來「アルバニ
ア」國ニ外交使節ヲ派遣セザル方針ニテ目下國內手續ヲ急
ギ居ル旨口頭ヲ以テ申入レラレタシ

728

昭和14年7月8日

有田外務大臣より
在伊国白鳥大使宛(電報)

外交一元化後のアルバニアの國際法上の地位
につき査報方訓令

本省 7月8日後6時20分発

第一三五號(至急)

貴電第一五三號ニ關シ

「本件協定締結ニ依リ伊太利及「アルバニア」ノ人的同君
聯合關係ハ更ニ一種ノ保護關係ニ變更ヲ來シタルヤニ察
セラルル處同協定締結後ノ伊「ア」兩國關係ハ國際法上
如何ナル「カテゴリー」ニ屬スルモノナリヤ

「日「ア」兩國間ニハ一九三〇年締結セラレタル修交通商
條約アル處右ハ其ノ儘殘存シ其ノ實施ガ伊太利ニ依リ代
位セララルモノト解シテ可ナリヤ

右二點樞密院ノ關係モアリ伊太利側ニ御問合セノ上折返シ
回電アリ度

729

昭和14年7月10日

在伊国白鳥大使より
有田外務大臣宛(電報)

アルバニアの國際法上の地位につき報告

ローマ 7月10日後発

本省 7月11日前着

第一九三號

貴電第一三五號ニ關シ「アルバニア」ノ地位及日「ア」修
交通商條約ノ件

館員ヲシテ伊太利外務省ニ問合せシメタル處

「伊國側トシテハ伊太利ト「ア」國トノ關係ハ依然人的同
君聯合ニシテ保護關係ニアラストノ建前ヲ持シ居リ「ア」
國ハ獨立國トシテノ自由意思ニ依リ外交權ヲ伊太利ニ讓
リタルニ過キス本件協定締結ハ何等「ア」國ノ獨立國タ
ル地位ヲ害セストノ見解ナリ

ニ「ア」國カ獨立國トシテ存續スルコト前述ノ通りナルヲ
以テ日「ア」通商條約ノ關係モ貴電御來示ノ通りナリ但
シ日伊通商條約ト日「ア」通商條約トノ間ニハ實施上牴
觸スルコトナキヤニ付目下研究中ナル趣ナリ

~~~~~

730

昭和14年7月29日

有田外務大臣より  
在伊国白鳥大使宛(電報)

在アルバニア日本公使館の廃止決定を伊国政

府へ通報方訓令

本省 7月29日後7時0分発

第一五三號

往電第一一二號ニ關シ

廿八日在「アルバニア」帝國公使館廢止方ノ件上奏御裁可  
ヲ得タルニ付右伊太利政府へ通告セラレ度

~~~~~